# 車両の浸水被害防止を目的とした「水害時緊急避難協力駐車場」の募集と 「水害時緊急避難公共駐車場」の選定

# 1 要 旨

今回の台風第 10 号による長期間の大雨の際、「車両を安全な場所に避難させたかったが、 避難先が確保できなかった」という切実な声を市民の皆様から多く聞きました。

市民の皆様の貴重な財産である車両を水害から守るため、以下の2つの方法により、車両の避難場所を拡充します。

- (1)車両の避難場所「水害時緊急避難協力駐車場」を提供いただける民間事業者を募集 します。
- (2) 市が所有する公共施設のうち、「水害時緊急避難公共駐車場」として利用可能な施設 を選定しました。

#### 2 経緯

近年、風水害が激甚化・頻発化している中で、市民の皆様の貴重な財産である車両を、どのように災害から守るのかということは、市の災害対応に係る課題の1つです。

JAF (日本自動車連盟) の調査によると、令和4年の台風第 15 号の際には、県内で 2,000 件を超える車両が被災したとされていますが、県内で約3万台の車両が被害にあい、そのうち多くの車両が本市域内で被災したとの情報もあります。

そのような中、有限会社新日邦様からのご提案を受け、本年5月に、同社の所有施設の 一部を車両の避難場所として提供いただく旨の協定を締結しました。

先日の台風第 10 号の際には、この協定に基づき、駿河区曲金の SUPER CONCORDE の立体 駐車場の一部を8月 27 日から9月2日までの計7日間の長期間にわたり車両の避難場所と して提供していただき、のべ 560 台にものぼる多くの車両を避難させることができました。

このような実績をもとに、有限会社新日邦様からは、駿河区曲金の SUPER CONCORDE に加えて、清水大曲店及び静岡緑が丘店を新たに追加したい旨のお申し出をいただいています。

また、そのほかにも自主的に車両を受け入れていただいた民間事業者が複数あったことを 確認しています。

このようなことから、車両の避難場所を提供いただける民間事業者を「水害時緊急避難協力駐車場」として募集します。また、市が所有する公共施設のうち、「水害時緊急避難公共駐車場」として利用可能な施設を選定しました。

# 3 「水害時緊急避難協力駐車場」を提供いただける民間事業者の募集について

水害時に所有施設を「水害時緊急避難協力駐車場」として提供いただける民間事業者を募集します。その運用に係る詳細については、応募していただいた事業者様ごとに協議し、協定を締結いたします。多くの事業者様からの応募をお待ちしております。

【次頁あり】

# (1)募集方法

- ①市ホームページから電子申請(LoGo フォーム)
- ②電話: 危機管理課 054-221-1012

# (2)募集条件

①静岡市内に駐車場を有していること。

(平地駐車場でも洪水、内水による浸水のおそれ(※)がない場合は可とする。)

- ②24時間利用(車両の出入庫)が可能であること。
- ③一定程度(普通自動車10台以上)の広さを有すること。
- ④土砂災害警戒区域外であること。(※)
- ⑤全市民を対象とし、無料で「水害時緊急避難協力駐車場」として利用可能と していただけること。
- ※市内の災害リスクは、以下の URL から確認することができます。

【静岡市防災情報マップ (WebGIS 版)】

URL: https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal

洪水のリスクは「洪水ひなん地図」、内水のリスクは「浸水ひなん図」、 土砂災害のリスクは「防災マップ」をご確認ください。

# 4 「水害時緊急避難公共駐車場」として利用可能な施設の選定について

市の所有する公共施設を「水害時緊急避難公共駐車場」として利用可能とします。以下にご注意のうえ、ご利用ください。

#### (1) 選定基準

・洪水、内水による浸水のおそれがなく、土砂災害警戒区域外であること。

#### (2) 利用について

- ・線状降水帯の発生が予想される場合など、市内で相当程度の浸水被害が想定される場合に「水害時緊急避難公共駐車場」として利用可能とします。
- ・「水害時緊急避難公共駐車場」として利用可能としている場合は、無料で 24 時間 ご利用いただけます。(車両の出入庫も可能)
- (3) 利用可能な施設 9月20日(金) 時点 3施設

No.	施設名称	住所	場所	最大駐車可能台数
1	静岡競輪場	駿河区小鹿	南第4駐車場	500台
			南第5駐車場	400 台
2	秋葉山公園	清水区八坂東一丁目	駐車場	100 台
3	旧清水南部公民館跡地	清水区村松原一丁目	公民館跡地(未舗装)	30 台
合計			3施設	1,030台

※今後、随時追加していきます。

【次頁あり】

# 5 車両の避難場所の運用に係る事項(民間施設・公共施設 共通)

- ・対象とする災害は水害時のみとし、地震は対象外とします。
- ・市職員は配置しません。
- ・物資(水や食料等)の提供はありません。
- ・想定を上回る雨量により浸水被害が発生し、避難車両が水没した場合でも市及び民間 事業者は車両の所有者に対して責任を負いかねます。
- ・避難場所で発生した事故・窃盗等について、市及び民間事業者は責任を負いかねます。
- ・大雨警報が解除されるなど、水害による車両の浸水リスクが弱まった場合は、車両を 速やかに移動させてください。

# 6 車両の避難場所の周知について

市ホームページにて、車両の避難場所に関するページを作成し、平常時から避難場所の場所や利用ルールを周知していきます。また、避難場所として利用可能とする際には、市ホームページのほか、防災メールや市公式 SNS などを通じて車両の避難の呼びかけを行ってまいります。

担当:危機管理課(054-221-1012)

